

令和元年度
豊橋牟呂坂津土地区画整理事業
保留地一般競争入札案内書

入 札 日

令和２年３月１日（日）

入札参加申込受付期間

令和元年１２月２日（月）から
令和２年１月３１日（金）まで
（土、日、祝日、年末年始を除く）

- ・ 入札参加希望者は、必ずこの「入札案内書」をお読みください。
- ・ 入札当日には、この「入札案内書」をご持参ください。

施行者 豊橋市

担当：都市計画部区画整理課

〒４４０－８５０１

豊橋市今橋町１番地

電話 ０５３２－５１－２６６２

目次

はじめに	ページ
1 売却物件	1
2 入札参加者（申込者）の資格	2
3 入札参加申込から所有権移転登記までの流れ	3
4 入札参加申込	4
5 入札～落札者の決定～入札結果の公表まで	
(1) 入札日時 (2) 受付場所 (3) 必要書類等	5
(4) 入札書の作成方法 (5) 入札の方法等 (6) 入札の無効	6
(7) 開札 (8) 落札者の決定 (9) 落札保証金 (10) 入札結果の公表	7
6 契約の締結	
(1) 契約締結期限 (2) 契約保証金の納付 (3) 必要書類等	8
7 契約代金の支払い	8
8 契約に付す条件	
(1) 用途制限 (2) 契約の解除 (3) 実地調査の協力 (4) 違約金	9
9 引渡し、所有権の移転・登記、保留地ローン及び公租公課	9
10 その他	10
11 担当部署	11

別添 1 様式集

- 【様式第 1】 入札参加申込書
- 【様式第 1－2】 申込人情報（個人又は連名（共有）による申込みの場合）
- 【様式第 1－3】 申込人情報（法人・その他の団体の場合）
- 【様式第 2】 誓約書
- 【様式第 3】 委任状
- 【様式第 4】 入札書

別添 2 記載例集

- 【様式第 1】 入札参加申込書
- 【様式第 1－2】 申込人情報（個人又は連名（共有）による申込みの場合）
- 【様式第 1－3】 申込人情報（法人・その他の団体の場合）
- 【様式第 2】 誓約書
- 【様式第 3】 委任状
- 【様式第 4】 入札書

別添 3 物件調書

別添 4 保留地売買契約書（案）

はじめに

- 一般競争入札とは、入札参加者が価格を競い、最低処分価格以上で、最も高い価格を付けた方に物件を購入していただく方法です。
- 入札参加希望者は、必ずこの入札案内書を読んで、手続きの流れや売却条件等をよく確認し、ご理解されたうえでお申込みください。

1 売却物件

物件 番号	所在地	地目	面積	最低処分価格
1	2 3 街区 1 0 画地	宅地	137.63 m ²	13,560,000 円
2	2 9 街区 5 画地	宅地	334.02 m ²	34,070,000 円
3	3 4 街区 5 画地	宅地	145.00 m ²	14,020,000 円
4	3 4 街区 6 画地	宅地	145.00 m ²	14,790,000 円
5	4 0 街区 1 3 画地	宅地	165.97 m ²	16,360,000 円

【注意事項】

入札金額が最低処分価格に達しない場合は、その入札は無効となります。

2 入札参加者（申込者）の資格

日本国内に住民登録をしている個人又は日本国内で法人登録をしている法人とします。

※1 共有を希望する場合

2名以上の連名による申込み（入札参加）も可能です。その場合、全員が入札参加者の資格を備えていることが必要です。

※2 申込者が入札参加者（落札された場合はその物件の買受人）となります。

※3 受付後に申込者を変更することはできません。

※4 入札参加資格を譲渡することはできません。

※5 同じ区画へ同一世帯員の参加申込みはできません。

ただし、次の（１）～（９）に該当する方は、申込できません。

- （１） 市税を滞納している者
- （２） 破産者等、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者（※12ページ参照）
- （３） 入札を妨害した者等、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者（※12ページ参照）
- （４） 暴力団等、公告の日から入札の日までの期間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（平成26年3月26日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）」に基づく排除措置を受けている者（※13ページ参照）
- （５） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業に供しようとする者
- （６） 暴力団若しくは過激派等、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- （７） 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するものの用に供しようとする者
- （８） 入札参加申込書を指定した期日までに提出しない者
- （９） 豊橋市の公有財産に関する事務に従事する職員

3 入札参加申込から所有権移転登記までの流れ

1 入札参加申込 (4 ページ)

- 【受付期間】 令和元年12月2日(月)から令和2年1月31日(金)まで
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始の受付は行いません。
- 【受付場所】 豊橋市役所都市計画部区画整理課(東館9階)
- 【受付時間】 午前8時30分から午後5時まで(電話、FAX、Eメールによる申込み不可)
※郵送の場合は特定記録郵便にてお送りください。(令和2年1月31日(金)午後5時必着)



2 入札 (5 ページ～7 ページ)

- 【入札日時】 令和2年3月1日(日)受付 午前9時開始
- 【場 所】 豊橋市役所 東85・86会議室(東館8階)
- ・落札者はただちに落札保証金(10万円)を納めなくてはなりません。



3 契約 (8 ページ)

- ・落札者は原則として令和2年3月16日(月)までに契約締結するものとします。
- ・契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10(1,000円未満切捨て)に相当する金額を納めなくてはなりません。
- ・その際、落札保証金は契約保証金に充当します。



4 契約代金の支払い (8 ページ)

- ・契約代金は契約日から60日以内に完納してください。



5 引渡し及び所有権の移転 (9 ページ)

- ・現状有姿で引渡しを行います。
- ・所有権移転登記の手続きは、換地処分(※)後、豊橋市が行います。ただし、登録免許税やその他一切の費用は、落札者の負担となります。

※換地処分とは、土地区画整理地区全体の工事完了後、最終的な権利変換を行う手続きです。
令和6年度を予定しています。(事業の進捗により変更することがあります。)

4 入札参加申込

受付期間	【期間】 令和元年12月2日（月）から令和2年1月31日（金）まで 【時間】 午前8時30分～午後5時 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月30日から1月3日まで）の受付は行いません。	
受付場所	豊橋市役所都市計画部区画整理課（東館9階）	
提出書類 及び部数	①入札参加申込書（様式第1） 1通 ②誓約書（様式第2） 1通 ③市税に滞納がないことの証明書 1通	
	申込者が 個人の場合	④世帯全員の住民票の写し 1通 ⑤登記されていないことの証明書 1通 ⑥身分（身元）証明書 1通
	申込者が 法人の場合	⑦履歴事項全部証明書その他代表者の資格を証する書類 1通
	・②から⑦までの書類は連名（共有）での申込みの場合、全員についてそれぞれ1通必要です。 ・③から⑦までの書類は<u>発行から3カ月以内のもの</u>に限ります。 ・③の請求方法については、管轄の役所・役場にお問い合わせください。（管轄が豊橋市の方は、<u>財務部資産税課</u>で発行しております。） ・④については、発行された原本を提出してください（コピー不可）。マイナンバーは記載しないでください。 ・⑤については、東京法務局後見登録課または地方法務局（本局）の戸籍係で発行します。郵送の手続きは東京法務局のみ受付しています。 ・⑥は、本籍地の市町村長が発行する書類です。郵送で請求できます。	
提出方法	<u>持参</u>又は特定記録郵便による<u>郵送</u> ※ 郵送の場合は令和2年1月31日（金）午後5時必着 宛先 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所都市計画部区画整理課	
入札参加 指定書に ついて	提出書類一式を受理後、「入札参加指定書」を申込者あてに郵送いたします。 令和2年2月中旬までに届かない場合は区画整理課（0532-51-2662）までご連絡ください。	

注意事項	電話、FAX、Eメールによる申込みはできません。 <u>所有権の移転登記の際に共有の希望がある場合は、共有予定者全員が必ず連名で申込んでください。</u> 提出書類は返却いたしません。提出書類に不備がある場合は早急に修正又は必要書類を揃えていただきます。 <u>提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、(法人にあっては役員等全員の) 氏名、性別、生年月日、住所について、豊橋市から豊橋警察署へ情報提供いたします。</u> 入札の権利は譲渡できません。
------	--

5 入札～落札者の決定～入札結果の公表まで

(1) 入札日時 : 令和2年3月1日(日)

入札受付 午前9時00分から午前9時30分まで

入札執行 午前9時30分開始

(2) 受付場所 : 豊橋市役所 東85・86会議室(東館8階)

(地下1階より東館中央エレベータをご利用ください)

(3) 必要書類等

① 入札参加 指定書	豊橋市から発行されたもの。
② 委任状 ※代理人が入札する 場合	代理人や法人の代表者以外の方が入札する場合は委任状(様式第3)をご用意ください。 <u>連名(共有)による申込みの場合も、入札に参加できない方の委任状が必要です。</u>
③ 印鑑	入札参加申込書に押印した印鑑と同じものを用意してください。 <u>代理人が入札する場合は、委任状の代理人使用印に押印した印鑑と同じ印鑑を用意してください。</u>
④ 入札書	入札書(様式第4)を使用してください。
⑤ 本人確認書類	入札参加者が申込者又は代理人本人であることが証明できる公的機関が発行し、顔写真が入ったもの(例:運転免許証等)を用意してください。
⑥ 落札保証金 (10万円)	<u>落札した場合、ただちに落札保証金10万円を納めてください。</u> 現金又は銀行等が振出した自己宛小切手(以下、「小切手」という。)により納付してください。 小切手は「銀行渡り」にし、振出人と支払人を同一にしてください。また、振出しの日から起算して、5日以内のものにしてください。

(4) 入札書の作成方法 <様式・・・別添1 様式集 様式第4>

- ① 入札書の作成においては、手書きの場合には黒色のボールペンを使用して記入してください。(ゴム印は使用可。鉛筆、消えるボールペン等の容易に消すことができるものは使用不可。)
- ② 入札書には、入札参加者の住所、氏名(法人にあつては名称及び代表者名)を記入の上、押印してください。(代理人が入札する場合は、入札参加者の欄に入札参加申込者の住所、氏名を記入し、その下に代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の印鑑を押してください。)
- ③ 金額の記入は、算用数字(0、1、2、3・・・)を使用し、最初の数字の前に「金」または「¥」の文字を記入してください。
- ④ 入札書の内容の訂正はできません。金額を誤記した場合は入札書を交換しますので、再度記入してください。
- ⑤ 入札書は1物件につき1枚作成してください。

(5) 入札の方法等

- ① 入札室には、受付した入札参加者又はその代理人(以下、「入札者」といいます。)及び傍聴者が入場できます。
- ② 入札書は、豊橋市の担当者の指示に従い、会場に設置された入札箱に差出さなければなりません。
- ③ 提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することとはできません。

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。

1. 入札参加申込をしなかった者がした入札
2. 入札者の資格を有しない者がした入札
3. 同一物件について2通以上の入札
4. 入札書の入札金額、氏名(法人にあつては名称及び代表者名)の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できない入札
5. 入札書の内容の表示を改ざんし、又は訂正した入札
6. 入札書の入札金額が最低処分価格に達しない入札
7. 郵送による入札
8. 虚偽の記載をした者の入札
9. 担当職員の指示に従わなかった者の入札
10. 入札に関し不正行為があった入札

11. 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
12. その他担当職員があらかじめ指示した事項に違反した入札

(7) 開札

開札は、入札終了後直ちに入札者の面前で行います。

(8) 落札者の決定

落札者は次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が豊橋市の定める最低処分価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- ② 上記①に該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- ③ 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立会った入札者に直ちに口頭で知らせます。この場合において、落札者となった者が開札に立会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知します。
- ④ 次のいずれかに該当することが判明したときは、落札を無効とします。
 1. 入札に参加する資格を有していなかったこと
 2. その他入札の条件に違反したこと
- ⑤ 落札者が契約を締結する意思のないことを表明したときは、その落札を取消します。

(9) 落札保証金

- ① 落札者は、入札終了後ただちに落札保証金10万円を納付してください。
- ② 落札保証金の納入後、保留地売却決定通知書を交付します。
- ③ (8) ④または⑤により無効としたときまたは取消したときは、落札保証金は豊橋市に帰属します。

(10) 入札結果の公表

入札結果については、豊橋市ホームページにて公開しますのであらかじめご了承ください。

また、豊橋市情報公開条例（平成8年3月29日条例第2号）に基づき、情報公開請求があれば開示しますので、あらかじめご承知おきください。

6 契約の締結

(1) 契約締結期限

- ① 落札者は、原則として令和2年3月16日（月）までに売買契約を締結するものとします。

※契約は、必ず「落札者」名義で締結していただきます。連名（共有）で参加した場合は、必ず申込者全員の名義で締結してください。

- ② 落札者が上記①の期限までに契約を締結しない場合は、保留地売却決定を取消します。この場合、落札保証金は豊橋市に帰属します。

(2) 契約保証金の納付

契約締結時に、契約代金の100分の10（1,000円未満切捨て）に相当する金額を契約保証金として納めなければなりません。

この契約保証金は、契約代金に充当します。落札保証金を契約保証金の一部に充当しますので、差額分をお支払ください。

(3) 必要書類等

- ① 実印（登録印）
- ② 契約保証金
- ③ 印鑑登録証明書（発行から3カ月以内のもの）
※連名（共有）の場合は全員分が必要です。
- ④ 売買契約書（豊橋市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙
※契約の締結及び履行に必要な費用は、落札者の負担となります。

7 契約代金の支払い

- ① 売買契約締結した日から60日以内に完納してください。

※契約保証金を契約代金の一部に充当しますので、豊橋市が発行する納入通知書（納付書）により残金をお支払ください。

- ② 契約代金が期限までに支払われない等の違約行為により売買契約を解除した場合は、契約保証金は豊橋市に帰属します。また、すでに納入された契約代金は契約保証金を除いた額を還付します。
- ③ 契約代金の支払いを遅延したときは、日数に応じて一定の割合での遅延利息が発生します。
- ④ 契約保証金には、利息を付しません。
- ⑤ 仲介手数料はかかりません。

8 契約に付す条件

(1) 用途制限

買受人は、売買契約締結の日から換地処分までの間、売買物件を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はその他これらに類する業
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するもの
- ④ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項第3号に規定する処分若しくは同法第7条に規定する解散の指定を受けた団体の事務所又はその他これらに類するもの

(2) 契約の解除

- ① 買受人が売買契約書の各条項に違反したとき又は契約に定められた義務を履行しないときは、豊橋市は契約を解除することができます。

その場合、契約保証金は豊橋市に帰属します。また、すでに納入された契約代金は契約保証金を除いた額を還付しますが、利息は付しません。

- ② 上記により契約が解除されたときは、買受人は、豊橋市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して豊橋市に引渡さなければなりません。

(3) 実地調査への協力

用途制限等の禁止事項の履行状況を確認させていただくことがあります。

(4) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合は、違約金として契約金額の100分の30、上記(3)の調査の協力を拒み妨げた場合などには、契約金額の100分の10に相当する額を支払っていただきます。

9 引渡し、所有権の移転・登記、保留地ローン及び公租公課

- ① 契約代金納入後、遅滞なく引渡し書を交付します。
- ② 物件は、現状有姿での引渡しとなります。

- ③ 保留地の登記手続きは土地区画整理の換地処分後、豊橋市が行います。換地処分までの間は豊橋市の保留地台帳により管理します。購入後、すぐに保留地を登記できないことから、金融機関によっては保留地を担保とした融資について制限を受ける場合があります。豊橋市と保留地ローン協定（保留地担保協定）を締結している金融機関がありますので、ご相談ください。

※ 保留地ローン協定締結済み金融機関

○岡崎信用金庫

○豊橋信用金庫

○独立行政法人住宅金融支援機構

・上記の金融機関以外についても、必要に応じて保留地ローン協定を締結していく予定です。ご利用の金融機関にご相談ください。

- ④ 所有権の移転登記に必要な登録免許税、その他登記に必要な費用等は、買受人の負担となります。
- ⑤ 引渡し後の固定資産税、都市計画税及び不動産取得税は買受人の負担となります。
- ⑥ 登記済を証する書類は登記完了後、買受人にお渡しします。ただし、保留地ローンを利用している場合は、保留地ローン協定の定めによるものとします。

10 その他

- ① 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、契約までに変更されている場合がありますので、申込者は必ず自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。物件調書の記載事項が現状と異なる場合は現状が優先します。
- ② 売買契約を締結した後、物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、瑕疵の修補、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。豊橋市として知り得ない地下埋設物が発見された場合は、隠れた瑕疵に該当しますが、撤去責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。（なお、買受人が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合は、この限りではありません。）
- ③ 物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査等は行っておりません。
- ④ 建物または工作物を建築するに当たっては、土地区画整理法第76条の規定により市長の許可が必要です。また、建築関係法令及び県、市の条例等により指導等がなされる場合や負担金等（下水道受益者負担金等）が必要となる場合があります。また、電気、ガス、上下水道の接続、その他保留地の利用に関する費用は買受人の負担となります。
- ⑤ 入札者は入札後、本入札案内書、物件の現況等についての不明を理由として異

議を申立てることはできません。現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

- ⑥ 保留地の地積は、土地区画整理事業の完了前に、地区全体で実施する測量により確定します。これにより地積が変更した場合、豊橋市と買受人（または承継した者）の間に増減した地積に一定単価を乗じた額で清算（徴収または交付）します。
- ⑦ 売買契約を締結した後、豊橋市の責に帰すことのできない事由により物件の滅失、毀損等の損害が生じたときは、豊橋市はその損害の責任を負いません。
- ⑧ 落札者が契約を結ばないとき、または契約を無効としたときは、最低処分価格以上で、かつ、2番目に高い価格をもって入札した者と随意契約するものとします。
- ⑨ 入札参加申込みがなかった場合は、令和2年3月2日（月）午前9時から先着順に随意契約するものとします。
- ⑩ その他、本入札案内書に定めのない事項については、東三河都市計画事業豊橋牟呂坂津土地区画整理事業の施行に関する条例その他関連法令等の定めるところによります。

1 1 担当部署

豊橋市役所都市計画部区画整理課

電 話 0 5 3 2 - 5 1 - 2 6 6 2

郵便番号 4 4 0 - 8 5 0 1

所 在 地 豊橋市今橋町1番地

○郵送する場合は、宛先に必ず部署名まで明記してください

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（平成２６年３月２６日、豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務又は事業 豊橋市が行う次に掲げる事務又は事業をいう。
 - ア 建設工事、設計・測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ、役務の提供等の調達契約
 - イ 物品の売払い
 - ウ 公有財産の売払い又は貸付けの契約
 - エ 貸付金の貸付契約
 - オ 補助金、交付金等の交付
 - カ 許認可、登録
 - キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２の規定に基づく公の施設の指定管理者の指定
 - ク 市営住宅の入居契約又は同居の承認
 - ケ その他暴力団に利益を与えるおそれがある事務又は事業
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。
- (4) 排除措置 事務又は事業が暴力団に利益を与えないために執る次に掲げる措置をいう。
 - ア 競争入札への参加資格を有する者に対する指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置
 - イ 申請等を拒否し、許可等を取り消し、契約等を解約するなどにより事務又は事業の相手方としない措置
 - ウ 補助金、交付金若しくは貸付金を返還させ、又は違約利息若しくは損害賠償等を求める措置
 - エ 公の施設の指定管理者の指定を行わず、又は指定を取り消す措置
 - オ 市営住宅の入居の契約を行わず、同居の承認を行わず、明渡しを請求するなどの措置
 - カ その他暴力団を排除するために有効な措置